

事務連絡  
令和3年2月5日

各都道府県バス協会  
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
総務部

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長等  
を受けた対応について(依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より国土交通省自動車局を通じ、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について」、「在宅勤務(テレワーク)等の推進への協力依頼」及び「催物の制限、施設の使用制限等に係る留意事項等の周知」について事務連絡(別紙)がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、これらの内容についてご了知いただきますとともに会員事業者への周知をお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について」は、2月3日付け事務連絡にて、既に周知のご依頼をしておりますことを申し添えます。

《添付資料》

- ・ 国土交通省自動車局 事務連絡(別紙)
- ・ (別添1)新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について
- ・ (別添2)テレワーク等の徹底について
- ・ (別添3)緊急事態宣言に伴う催物の開催宣言、施設の使用制限等に係る留意事項等について